

議案第九一號

取員の退取手当に関する条例の廃止に付して

取員の退取手当に関する条例を次のように廃止するものとする。

昭和三十七年十一月二十五日提出

三朝町長

坂出 雅

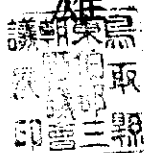
乙

昭和三十七年十一月十五日

原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀雄



取員の退取手当に関する条例廃止条例

取員の退取手当に関する条例(昭和十九年三朝町条例第八号)を  
廃止する。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十七年十一月一日より適用する。